

ふかまちのまど

第三八〇二六年 三月一日
発行元 深町連合町内会
連絡先 六六三・三五二一

サロン深つかふかだより

協力者一同

サロン深つかふかの活動が、2月18日で200回を迎えました！「週に一回の水曜日」を積み重ねることが大きな力になっていくのだなあ！と改めて感じます。今年の冬は寒暖の差が激しいですが、冬場もこれまでより多くのご参加があり、サロン活動がみなさんの元気・健康につながっていたら嬉しいです。

そして、4月でサロン深つかふかは4周年となります！5月27日(水)に、石井哲代先生のドキュメンタリー映画「104歳、哲代さんのひとり暮らし」を上映する予定です！詳細はこれからですが、ぜひ多くの方にご参加・ご協力いただきたく思っております。みなさま、どうぞよろしくお願いたします。

去年8月のプチ講座から継続して第2水曜にトレーナーさんに来ていただいている「ひろしまGENKI体操」。脳トレ体操は、自分の指なのに思うように動かさず・・・氷川きよしさんの歌に合わせて毎回踊るのですが、毎回初めてのような感じですが・・・間違ったりできなかったりで、しよげるのでなく、ワッハッハと笑ってほしいと先生から言っていたら、みんな元気に楽しくできています。

ポッチャでは、歓声、拍手、ハイタッチ、嬉しくてびよんびよんジャンプ！と盛り上がり、いつも楽しさでんこ盛りのサロン活動です。

楽しく和気あいあいとしたサロンですが、4周年を迎えたり、新しい仲間も増えるなか、より居心地のよい居場所づくりのため、3月18日は「ほっとできるサロンづくり」について、みんなでゲームをしながら考える予定です。初めての方、久しぶりの方も大歓迎です。ぜひご参加ください。

3月の予定

- 水曜日10時～11時30分
- 4日：脳トレ・ポッチャ
- 11日：ひろしまGENKI体操
- 18日：ほっとできるサロンづくり
- 25日：歌

★11日以外、毎回最初の30分は「いきいき体操」です。

- 持ってくるもの
 - ・飲み物・室内シューズ
 - ・長いタオル（体操に使います）
- インスタグラムで活動の様子を発信しています。

https://www.instagram.com/fukama_chi.chanoma/

問い合わせ先（安藤）

090-5265-3855



TBG協会だより



三原市・月例

ターゲット

バードゴルフ大会



三原市TBG月例会大会が、2月21日（土）に16名の参加で深町・城山コースにて行われました。成績は、次の通りです。

1位	船本 雄三
2位	笠井 隆三
3位	西田 實
ベスグロ67	船本 雄三
2人組戦1位	藤岡 正脍 山内 好己
ホールイン	笠井 隆三

※選手の敬称略
次回の、月例会大会は3月21日（土）に行います。

TBG協会
事務局 山内 好己

深町子どもを守る会

子どもをみんなで守りましょっ。



深小の子供は

○午後3時半頃に下校します。

日により下校時間が異なることがあります。

○近くで、遠くで、みんなで見守りましょっ。

○あいさつ

声かけをしましょっ

梅の花



交通事故ゼロを目指して

上組 紙谷 謹二

2025年7月1日発行の「ふかまちのまど」で紹介した大分県に住む竹山明里（ひかり）さんがこの度「令和7年度交通安全フアミリー作文コンクール小学生の部」において「国務大臣・国家公安委員会委員長賞（優秀作）」に入賞しました。小学2年生の明里さんは交通安全の活動を通して「たくさんの人を助かわせたい」と、幼心にも温かく大きな情熱を燃やしています。交通事故ゼロを目指して更なる交通安全を念じながら、この度も明里さんの作文を紹介させていただきます。



「わたしが大きくなったら、たくさんの人を助かわせたい」

大分市立野津原小学校2年 竹山 明里

わたしに、大きな夢ができました。それは、大きくなったら、たくさんの人を助かわせたいということなんです。

夏休みになってから、毎日朝に、おかあさん、おとうさんの3人で、交通安全の活動をしながら、ゴミ拾いをやって歩いています。たまにお兄ちゃんたちも、いつしよに歩きます。おとうさんとおかあさんは、交通指導員です。

毎日とてもあついです。朝なのに歩いているだけでもあせがいつぱい出て、ふくがビチョビチョになって、ふくを着替えたくなります。

わたしたちを見ると、スピードを出して運転している人が、スピードをおとしてくれます。そして、スマホ運転の人が少なくなったので、『交通安全をしたらあぶない』と思います。

ゴミ拾いでは、たばこのすいが多いです。ジュースの缶やペットボトルも多いです。ビールやチューハイの缶も拾います。

タバコは、運転しながらすっているのだと思います。火を付ける時によそ見運転でじこをしなにか心配になります。

ビールやチューハイの缶を拾うと、いんしゅ運転をしているのかなあと思います。じこをしたらあぶないです。

なんでゴミを車のマドをあけて、道路にすてるのかなあ？どうしておうちにもって帰らないのかなあ？と思います。

わたしは、道路がきれいになると気持ちがいいので、ゴミを拾い続けます。交通安全にもつながると思うので続けます。

謹んでお悔やみ申し上げます

島谷 金悟 様 七十六歳
(下組 二班) 二月一日

深町各種団体三月行事予定

◆小学校	
▼委員会	4日
▼芸術鑑賞会（如水館）	9日
▼感謝の会	13日
▼修了式・離（退）任式	25日
◆如水館中学・高校	
▼卒業式	1日
▼身だしなみチェック	
(中・高)	3～8日
▼各委員会（中）	4日
▼カルタ大会	
▼進路説明会	
▼全国共通テスト模試（高）	12日
▼特別時間割（中）	18日
▼追試指導	17日
▼終業式	17日
▼新高1登校日	19日
▼新入生登校日	20日
▼保護者会（中）	21日
▼保護者会（高）	23日
▼単位追認試験	23日

毎日、消防しよのお兄さん、スパーのおばちゃん、ドックサロンの犬たちに、あいさつしに行きます。みんなニコニコしてあいさつを返してくれます。車の人も『プップー』とクラクションであいさつしてくれるようになりました。そしたらわたしは、『今日も、安全してね。』

と言いながら手をふります。あいさつしてくれれば、とてもうれしくて、しあわせな気持ちになります。だからわたしは、あいさつも続けます。

これからも、交通安全と、あいさつと、ゴミ拾いを続けて、大きくなったらたくさんの人をうれしくして、しあわせにしたいと思います。



買い物レシート投函のお願い

深町 太鼓踊り保存会

会長 松本 雅志

2月から4月までの3ヶ月間、ニチエー中之町店様の御厚意により、コミュニティボックスを設置させて頂いております。

皆様、買い物の際はレシートの投函を宜しくお願い致します。

衆議院議員総選挙及び 最高裁判所裁判官国民審査

深町投票区（深町・中之町南）
令和 8年 2月 8日執行

性別	当日有権者	当日投票	期日前投票	不在者投票	計	投票率 (%)
男	464	133	91	0	224	48.3
女	479	119	112	3	234	48.9
計	943	252	203	3	458	48.6

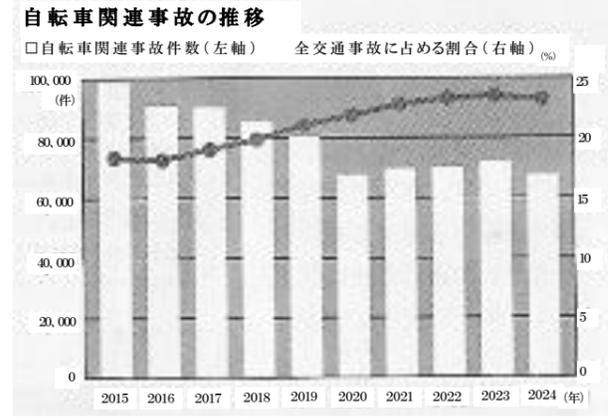
※各数字は人数を示す（投票率を除く）。
◎三原市全市内投票率：51.80%
◇資料提供：三原市選挙管理委員会 事務局

自転車にも青切符

道路交通法が改正され、4月から自転車の違反に対し、車と同様に青切符（交通反則通告制度）が16歳以上が対象で導入されます。青切符導入の背景や反則行為の種類、反則金の額など、自転車利用者の疑問に答えます。

Q① なぜ、自転車に青切符？

近年、交通事故全体に占める自転車事故の割合と違反件数は増加傾向。これまで自転車の違反は刑事手続きが必要で時間がかかる赤切符等で処理されてきたが、不起訴になるケースも多く、違反者に対する責任追及が不十分との指摘も。そこで事故防止のため道路法を一部改正し、16歳以上を対象に処理が迅速にできる青切符を導入。赤切符と違い青切符の場合、反則金を納付すれば出頭や裁判等が不要。前科も付かない。



Q② 青切符の対象になる違反と反則金の額は？

主な違反（反則行為）と反則金の額は次図のとおり。表は一部で、13種類の違反が対象。「ながらスマホ」と呼ばれる携帯電話使用等（保持）、「逆走」に当たる通行区分違反（右側通行等）など、悪質性や危険度が高い反則行為ほど反則金の額が高い。酒酔い運転や酒気帯び運転、妨害運転（あおり運転）などの重大な違反は「反則行為」に該当せ

ず、これまで同様、刑事手続きで処理される。

反則行為	反則金	反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)	12,000円	自転車制動装置不良	5,000円
遮断踏切立入り	7,000円	無灯火	
通行区分違反(右側通行等)	6,000円	公安委員会遵守事項違反(傘差し運転、イヤホン等の使用運転等)	3,000円
横断歩行者等妨害等		歩道徐行等義務違反	
安全運転義務違反	5,000円	軽車両乗車積載制限違反(二人乗)等	3,000円
指定場所一時不停止等		並進禁止違反	

Q③ 子供でも歩道は走れないの？

自転車は車道を走るのが原則だが、歩道を通行できるケースもある。子供の場合、13歳未満なら歩道を走行できる。年齢的に運転操作や判断力が未熟で、車道では危険をとまなう可能性があるからだ。ただ、歩道では車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合、一時停止も必要。歩道では歩行者優先であることを忘れないことが大切だ。

歩道を通行できるケース（普通自転車のみ）

- 「普通自転車歩道通行可」の道路標識や道路標示がある場合
- 子供や高齢者、障害のある人が運転する場合
70歳以上 13歳未満
- 道路工事や駐車車両等で車道左側の通行が難しい場合など

Q④ 車道なら歩道を走ってもいいの？

自転車は基本的に道路の左側端に寄って通行しなければならない。左に寄らないと、後続車が追い越せなかったり、後続車が無理に追い越そうとして事故につながったりする。そこで今回の改正では、車両が自転車の右側を通過する場合のそれぞれの通行方法に関するルールが新設された。

新設されるルール（4月1日から）

自転車や歩行者の右側を通過するときは、間隔に応じて安全な速度で進行しなければならない。（道交法第18条第3項）
違反点数：2点
反則金：普通車7,000円（側方通過車義務違反）

車両に追い抜かれるときに車両と十分な間隔がない場合、できる限り道路の左側端に寄って通行しなければならない。（道交法第18条第4項）
反則金：5,000円（側方通過車義務違反）

基本は「指導警告」。悪質・危険な違反を検挙。

反則行為のすべてが青切符として扱われるわけではない。警察庁によると、取締りの基本は「指導警告」。悪質・危険な違反のみ検挙する方針だ。歩道で徐行していなくても事故の危険性が低ければ、違反者に「指導警告票」を交付するなどの対応になる。

青切符の対象となる例

警察官の指導警告に従わず違反(信号無視等)を続けた場合
歩道をスピードを出して通行し、歩行者を立ち止ませた場合

Q⑤ イヤホンは片耳タイプなら大丈夫？

イヤホンに関するルールは、道交法ではなく全国の公安委員会が規則等で禁止している。違反すると公安委員会遵守事項違反になる。（反則金5,000円）。ただ、片耳タイプのイヤホンや、図のようなオープンイヤホン・骨伝導タイプのように耳を完全にふさがず、運転に必要な音などが聞こえる限りは違反にはならない。

× 運転に必要な音などが聞こえない状態で使用するイヤホンやヘッドホン
○ 運転に必要な音などが聞こえる状態で使用するイヤホンやヘッドホン

オープンイヤータイプ
骨伝導タイプ

Q⑥ 自転車に固定したスマホを見るならいいの？

今回の反則行為に携帯電話使用等（保持）があるが、これは手に持った状態での通話や画面注視が対象。ただ、固定状態でもジョイスティックと見続けられれば事故の危険があり、2年前に停止中を除いた自転車運転中の通話と画像注視が禁止され、罰則が強化されている。違反すると赤切符となり、重い禁固刑や罰金が科される可能性がある。たとえ固定したスマホでも、停止中に見るようにはしよう。



Q⑦ ハンドルに傘を固定するのはOK？

傘をハンドル等に固定する器具を使うこと自体は道交法に違反しないが、取り付けた際の傘の幅や高さによっては都道府県の公安委員会遵守事項違反になることも。また、Q3で説明した歩道を走行できるケースは普通自転車（車体の幅が60cm以内）に限られ、傘を取り付けると60cmを超えて歩道走行ができなくなる可能性が高い。強風時は傘が風であおられバランスを崩す危険性もある。



Q⑧ 違反した場合、本人確認はどうするの？

自転車の場合、取締りを受けた際に運転免許証を持っていないこともその場合、学生証や社員証、マイナンバーカード等の身分証明書で本人確認する。証明書類がない場合、家族に連絡して確認を取るなどの対応になるという。

Q⑨ 反則金は「1ヵ月以内」に払え。

青切符を切られると反則金の納付書が渡されるので、期限内に銀行や郵便局で反則金を納付する。納付は一部の県を除き、銀行や郵便局の窓口のみでコンビニではできない。反則金を納付しないと、赤切符と同じ刑事手続きに移行する。

Q⑩ 自転車で違反したら運転免許証にも影響があるの？

免許証を持つている人が自転車で違反しても、点数は加算されず、ゴールド免許にも影響しない。ただ酒気帯び運転など自転車で悪質・危険な違反をした場合、運転免許の停止処分となる事例もある。